

なかい 農業委員会だより

令和7年4月
第32号
中井町農業委員会
電話 81-1115
Fax 81-4676

令和7年4月から、

農地の貸借は原則として

農地バンク経由に

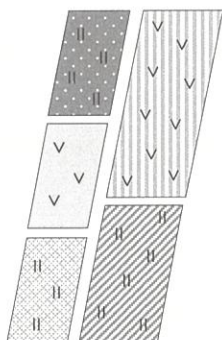
なります！

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、令和7年4月からの農地の貸借は、原則として農地中間管理機構（農地バンク）を利用した貸し借りになります。

（農地法第3条の規定に基づく貸借契約は、引き続き農業委員会の許可を受けて行うことができます）

農地バンクとは・・・

農地の出し手と受け手の仲介役として、土地の所有者から農地を借り受け、農業経営の規模拡大などを図る農家に貸し出す、公的機関です

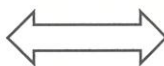


【 現 行 】

《相対による農地の貸し借り》



貸し手



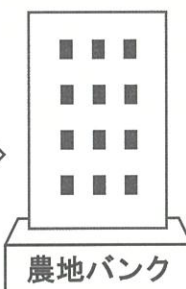
借り手



【 令和7年4月以降 】



貸し手



借り手

借り手・貸し手のメリット

借り手のメリット

- ◆ まとまった農地を、長期間かつ安定的に借りることができま
- ◆ 複数所有者から農地を借りる場合でも、賃料支払いや契約事務を農地バンクがまとめて行うので、事務が軽減されます

貸し手のメリット

- ◆ 賃料は農地バンクから確実に振り込まれます
- ◆ 農地は、契約期間満了後、確実に返却されます
- ◆ 農地バンクへ貸し付けた農地は、要件に該当すれば税制優遇を受けられます

※メリットについては、各種要件を満たす必要があります。詳しくは、公益財団法人神奈川農農業公社まで。

☎ 045 (651) 1703

○農地の転用は農地法の

許可が必要です

農地を農地以外のもの（例・駐車場、資材置場）への用途変更（農地転用）、また、農地の売買、賃借には、農地法に基づく許可や届出が必要です。

事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農地転用許可申請の締め切りは、毎月10日です。（事前相談が必要となりますので、お早めに相談ください）

農業委員会総会の主な審議・協議内容	
審 議 案 件	令和6年度 件数
耕作目的の売買・賃貸（3条許可）	10件
市街化調整区域内の転用（4条・5条許可）	8件
市街化区域内の転用（4条・5条許可）	18件
農地利用集積計画	23件
その他	12件

○有害鳥獣から農作物を守る

町域内では、イノシシ、ハクビシンなどの野生鳥獣による被害が近年広がっており、このような状況を踏まえ、中井町では農産物被害防止のための有害鳥獣捕獲や農作物を鳥獣の被害から防ぐ効果を持つ資機材及び小型獣類の捕獲器の購入費用の補助等を行っています。

また中井町猟友会をはじめ、各地域の生産組合等の方々の協力を得て、左記のと通りの駆除を実施してきました。今年度は特に、イノシシ等大型獣の捕獲頭数が前年同時期に比べ74頭も多くなっており、農業被害を拡大させないためにも、町全体で環境を整えることが必要となります。

野菜くずや収穫しない柿や栗など、エサになるようなものは農地から取り除きましょう。

中井町における有害鳥獣の捕獲数(頭)			
年 度	小型獣 (ハクビシン、 タヌキ等)	大型獣 (イノシシ、 シカ)	合計
令和6年度 (令和7年3月 7日時点)	92	174	266
令和5年度	73	110	183
令和4年度	59	53	112

現在、中井町猟友会、生産組合等（古怒田、松本、半分形、大久保、鴨沢・雑色、藤沢、井ノ口、比奈窪、岩倉）が駆除活動を実施

○全国農業新聞を購読しませんか？

農政の問題や農業経営、暮らしの改善に役立つ情報などが掲載されています。

発行日 毎週金曜日

購読料 1か月700円（送料込）

お申し込みは農業委員会事務局まで

○町の農地の賃借料情報

畑（7,300円／10a・年）

*令和6年度実績の平均額

水田（10,000円／10a・年）

*過去の実績額

○編集・発行

中井町農業委員会

〒259-0197

足柄上郡中井町比奈窪56

事務局（中井町役場産業環境課内）

TEL 0465(81)1115

FAX 0465(81)4676

e-mail

sangyou@town.nakai.kanagawa.jp